

■日時：平成25年9月26日（木） 午後2時～午後3時30分

■会場：府中市立ふるさと府中歴史館3階会議室

■出席：（敬称略）

[委員] 坂詰秀一、亀山章、野澤康、松本三喜夫、猿渡昌盛、今坂英一、中川健介、
雫石明男（都市整備部次長、青木委員の代理）、村野良男（政策総務部次長、
町田委員の代理）

[指導助言者] 山下信一郎（文化庁）

[事務局] 後藤部長、江口課長、黒澤課長補佐、塚原係長、荒井主任、小林
（以上、文化スポーツ部ふるさと文化財課）

[コンサルタント] 株式会社歴史環境計画研究所 秋山、小野

■欠席：（敬称略）

[委員] 佐藤信、藤井恵介、青木浩一、町田昌敬

■傍聴者：なし

■議事日程

- 1 開 会
- 2 文化スポーツ部長挨拶
- 3 議 題
 - (1) 国史跡武蔵国府跡保存管理計画について
 - (2) その他
- 4 閉 会

■配付資料 国史跡武蔵国府跡保存管理計画（素案）

■会議録

1 開 会

事務局の司会により、午後2時に開会した。

2 文化スポーツ部長挨拶

本日はお忙しいところご出席いただきましてどうもありがとうございます。

武蔵国府跡は平成21年に、大國魂神社境内を中心とする国府の中核施設が国史跡の指定を受け、さらに平成22年にはJR府中本町駅前の御殿地地区で、国内でも例のない初期の国司館が発見され、史跡の追加指定を受けたところです。本年度はこの国史跡武蔵国府跡をいかに未来へ保存し、適切に管理していくか、という計画の策定に向けて

具体的なご協議をお願いしているところです。

内容につきましてはのちほど事務局からご説明させていただきますが、この保存管理計画は、本日と年内にもう1回、本日のメンバーによるご協議をいただきまして、その後年明けに活用を主体とする協議会を開催し、年度内に計画をまとめる予定です。

なお、ただ今平成25年度第3回市議会定例会を開催中で、決算特別委員会が開催されておりますが、その中で、武蔵国府跡国衙地区・御殿地地区の活用につきましての質問が、与野党どちらからも多く出ており、市議会も大いに関心を持っているところです。

委員の皆様におかれましては、貴重な地元府中の財産であります国史跡武蔵国府跡を未来へ保存し、活用していくための具体的な計画について、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

3 議 題

(1) 国史跡武蔵国府跡保存管理計画について

<会 長>

それではまず、事務局より資料の説明をお願いします。

<事務局>

[事務局より、配付資料について説明]

<会 長>

ありがとうございました。ただ今、基本的な問題について、前回の経緯を含めまして事務局より説明があった。前回欠席されたA委員・B委員にも、流れをご理解いただけたのではないかと思う。この説明を踏まえて、何か確認事項等があればお話いただきたい。A委員いかがですか。

<A委員>

御殿地地区には2つの時代の要素がある。場所は確かに1つの場所なのだけれども、1000年近く離れた2つの時代のものが1つの括りに入っていることに、少々違和感がある。できるならば御殿地地区を2つにわけて、国司、国衙にかかわるものを一括りで、府中御殿にかかわるものを一括りにする、という考え方もあるのでは？と思うが、それに関して今までに議論はあったのか？

<事務局>

御殿地地区の場合、国史跡の指定の「本質的価値」は、国司館にあり、国司館として、全域が国史跡の指定を受けている。徳川家康府中御殿は、それと同じ場所にあるが、国史跡指定の要件ではない。そのため、国史跡武蔵国府跡の保存管理計画としては「国府の中枢部である国衙地区」と「国司館である御殿地地区」として記載をしている。今後は、史跡としてはもちろん国司館が主体ではあるが「活用面で徳川家康府中御殿を」との要望は地元市民の間で非常に高く、積極的に活用を図っていきたい。

<A委員>

今の説明はよくわかったが、一般の市民の立場からすれば、やはり「なぜ御殿地地区と呼ぶのか？」と疑問を持つと思う。たとえば、「御殿地地区」という呼称をやめて「国司館地区」にして、プラスアルファ御殿地もあった、という説明の方が良いのではないか。市民にわかりやすく、という観点で考えておく必要があるのでは。

<会 長>

御殿地というのは、地元での慣用的な地名を採用しているもので、その中で、発掘調査でたまたま国司館が出てきた、と捉えてきた。家康御殿と国司館については、これまでも同様の議論があったが、これは国が「武蔵国府跡」に含めて国司館を史跡指定した、ということである。国衙と国司館を一体の史跡として扱っていかないと、今後の管理上、色々な問題が出るということだ。

ただし活用については、別の分科会において、家康御殿も含め幅広く検討していくということで、当分科会では御殿地という古い地名をそのまま尊重して使用している。
<A委員>

よくわかるのだが、もう少しうまく説明ができるような名前の付け方があるのでは・・・と思ったので。

<事務局>

事務局としては、地元で「御殿地」と呼ばれてきたということを非常に重視しており、敢えて「国司館地区」とは呼んでこなかったのだが、A委員のご指摘の点を含め、今後の検討課題としたい。

<A委員>

決してこの点にこだわっているわけではなく、ただもう少し良い方法があるのでは？と思ったので。ありがとうございました。

<会 長>

それでは、今A委員からご指摘いただいたことについては、活用の面で臨機応変に対応をし、また問題があるようならご指導をいただき、ということにしたい。

B委員はいかがですか？

<B委員>

これまでの経緯は、先ほどの事務局の説明でおおむね理解した。

<会 長>

ありがとうございました。

それでは、先ほど事務局から説明のあった本日の資料をもとにして、何かご意見、ご質問あれば承りたい。D委員、いかがでしょう？

<D委員>

市内には、発掘調査の出土遺物を展示している施設が2か所（ふるさと府中歴史館と郷土の森博物館）があるが、位置的に分散されているのが残念である。御殿地地区の保存整備を進めていくことで、国府跡が今後どのように集約されて生まれ変わるか、非常に興味深い。

<会 長>

ふるさと府中歴史館は遺跡に密着しており、郷土の森博物館は、府中市内とはいえ離れた場所にあるため、国府に関する展示はこちらの方が適格であろう。

活用については今後色々な場で議論していくと思うが、国衙と国司館は一体として古代の遺跡である。では家康御殿と国衙地区の関係はどうかというと、大國魂神社の境内に東照宮が奉祀されているということで、東照宮と家康の御殿との関係にも注目したい。古代と近世で、歴史的には二重構造であるけれど、平面的な要素は一体化したものであると位置付け、今後とも活用の方法を考慮したらいいのではないかと思う。

C委員、いかがでしょうか。

< C委員 >

こちらの分科会は保存管理について検討するとのことで、今日の段階では、資料に書かれている基本方針・管理方法というのは、いわば「総論」にあたる部分なのかな、と思っている。今後「各論」の部分で、いかにして保存管理していくのか、という議論をさらに深めていかなければならないだろう。

< 会 長 >

ありがとうございました。B委員、いかがでしょうか？

< B委員 >

現段階では、このような（資料の）内容で問題ないと思うが、19～21ページの都市計画に関する記載について、意見を述べておく。

このような史跡があるときに、都市計画の変更・上乘せ等を行う、ということはおそらく全国的にやっていないはずだ。しかし、周辺を少しダウンゾーニングする等、本当は必要ではないのか。

以前、熊野神社古墳の検討協議会において、古墳だけ残って周辺がマンションだらけになったら、井戸の底に古墳がポツンとあるような状況にならないか？という話をしたことがある。御殿地地区は近商300のまま、史跡内に大規模な建物が建つことはないのはわかるが、周辺がどうなっていくか、というのは予測のつかないところである。都市計画を変更しておくとか、あるいは地区計画という手法を使うのか、都市計画分野としても検討しておく必要があるのではないか。

< 会 長 >

ありがとうございました。

B委員より非常に貴重なご提言をいただいた。基本的な考え方は、やはりあの文化財関係の問題を尊重し、それを都市計画のマスタープランが受け継ぐ、ということになるのではないか。一般的には都市計画が先行するものだが、府中市の場合はそうではないのだろう。

当協議会には、市の部長職の方々も出席されているので、この件については、文化財側の意図を十分市の方針に反映していただきたい、と期待している。市役所内部の連絡協議会等で、今のB委員のご意見を尊重していただき、方向性を探っていただきたいと思う。

< B委員 >

私は府中市の景観審議会の委員を長く務めてきたのだが、たとえば、20ページにある「景観計画」を作ったのはもう随分前のことで、文化財・史跡に対する配慮は足りていないな、と感じる。したがって景観計画もう一度見直していただくことは必要だと考えている。「景観協定」についても、もっと積極的にできることもあるだろう、と思う。

もうひとつ、史跡の歴史的な評価をするときに、史跡の「邪魔しているもの」、たとえば、この建物は無い方が望ましいのでは・・・というような場合はどうか。このような保存管理計画書に書いておいた方が将来的には良いのではないか。史跡としての価値を歪めているような構築物があるとしたら、その扱いを今後どのように考えていくか、ということは大事な視点だ。

特に武蔵国の国衙は規模的にも非常に大きなものであり、発掘調査によって歴史的な事実が非常によくわかってきている。史跡としての価値は非常に高いものであるにもかかわらず、そこをあまり意識しないで、このような景観計画を作ってきた経緯があるのだろう。史跡の価値をより高めていくためどうすれば良いか、素通りせずにこだわっていくべきではないか。

<会 長>

B委員のご指摘のとおり、時々刻々と環境は変わっており、発展の度合いに即して、都市計画マスタープランや景観問題の対応を、市の内部でも協議をしていただくと、それが今後の文化財の活用にも密接な関係を作ることになる。

事務局、いかがでしょう？

<事務局>

B委員にご指摘いただいた周辺環境の問題については、今後、都市計画での対応になると考えており、今回の保存管理計画の中での位置づけは重要である。

このふるさと府中歴史館も国史跡の指定区域の中にある建物だが、大國魂神社とともに整備活用において欠かせない施設だと考えており、きちんと位置づけをしていきたい。

ただし、先ほどD委員からの指摘にもあったように、ふるさと府中歴史館と郷土の森博物館の機能が重複しているという意見もある。現在、市の公共施設マネジメントにおいて「(施設の数の)総量抑制」という非常に大きな命題がある。そのような状況で今後、歴史館・博物館をどのように位置づけ、御殿地地区の整備とどのように連携していくか、非常に大きな課題だと認識している。

<会 長>

都市計画の問題や周辺環境の問題は、役所の内部において機会を得て協議していただきたいと思う。

<C委員>

「環境」や「都市計画」は、文化財の主管の手を離れる部分が沢山あると思う。

昨年度の協議会でも話題になっていることとして、今は国衙地区・御殿地地区に限定した議論をしているが、たとえば熊野神社古墳等も含めた府中市内にある史跡・遺跡全体をどんな考え方で将来的に亘っていかに保存していくか、ということについては、長く課題となっていることであり、これは文化財主管部署として処理できる問題であると思う。今回の保存管理計画とは少し話が離れるかもしれないが、府中市の文化財行政のマスタープランとしての視点を持って取り組んでいただきたいと思う。

<会 長>

ありがとうございます。ただ今ご指摘の件は、市の文化財保護審議会の方で、別途に協議し、近く方向性を定めるはずである。内容についてはいずれこちらでもご報告できると思う。

さて、今日は東京都の方は残念ながらご欠席だが、文化庁の調査官にご出席いただいているので、是非ご意見をいただきたいと思う。

<文化庁>

史跡の中には、古いものも新しいものも、色々なものが存在しているが、保存管理計画を作成する際、まずはじめに、それらの要素を具体的にリストアップしていく。

地図を作って、そこに史跡の範囲や、史跡の本質的価値をなす要素や、あるいは現代の建造物がある、というように具体的に示していくのが、現状変更の取扱いを検討する際の事前の作業である。これについてももう少し内訳を作成し、地図にそれを落としただけのほうがいいと思う。

現状変更取扱いの基準についても、他の史跡の場合もう少し具体的な記述をしていることが多いので、次回以降、さらに踏み込んだ記述をしていただきたいと思う。

国衙地区の大半は大國魂神社の境内地である。先ほど、会議の前に境内を散策したのだが、境内には市の文化財に指定されている江戸時代の建物もあり、それらの様々な要素も史跡全体を理解する上で必要ではないかと思っている。

武蔵国府は、大変長い時間をかけて、府中市で発掘調査・研究を行った結果今日に至っているわけであるが、決して十分な範囲が保存されているわけではない。今後の追加指定についても、方向性のある程度明確に記述しておくべきである。計画書の最後、「今後の課題」に記述するのが良いと思う。

<会 長>

ありがとうございます。文化庁さんからご指摘いただきました点として、まず具体的な図化が必要であるということ、それから、歴史的背景を理解するために欠かせない建造物等があれば、それなりの表現をしておくべきである、ということ、また、史跡の追加指定ともなう問題にどう対応するかということについては、市の文化財保護審議会においても議論されているところで、その内容を盛り込むことができると思う。文化庁さんいかがですか。

<文化庁>

大國魂神社境内地について、例えば社務所の建て替え等の場合、やはり現状変更の手続きが必要になる。これについては計画書素案の中で、宗教活動を尊重していく、とあるので、その通りすすめていくということになる。

発掘調査をして遺構が発見された場合、その保存を断念するような局面もあり得るわけで、宗教活動を尊重しつつも、遺構の保存についてもきちんと調整をしていかなければならない。これについては総論的には書いてあるが、もう少しきちんと明文化した方が神社にとっても都合なのではないか。その他、指針も含めもう少し具体的な記述が必要かと思う。

<会 長>

ありがとうございました。特に国衙地区の発掘調査については、これまで大國魂神社に全面的な協力をいただいております、确实に対応し、調査をしてきている。

さて最後に、全体の目次構成について、事務局よりこのような目次構成が提案されている。今日の会議の最初に、A委員から「2つの時代の要素」についての指摘があったが、そのような考え方も踏まえたうえで提案されているものだ。

<A委員>

保存管理計画を作る際、特にここは大事なところだ・・・というように、保存の重要度によってゾーニングを決めておいた方が、後々の管理にとって都合が良い、ということはあると思う。ゾーニングについて検討する必要はないのか？

<会 長>

先ほどお話した文化財保護審議会の方で、そのような史跡の価値を踏まえた上での

区分について議論を行っており、その成果を盛り込んでいきたい。

本日は東京都の方が欠席なので、東京都の方からまた色々と指導・助言が出ると思う。事務局で再度案を作り直し、東京都・文化庁から指導・助言をいただいた上で次回の協議会へ、という流れにしたいと思うが、よろしいですか？

<事務局>

今日ご指摘いただいたことを整理し、さらに具体的な案を作った段階で、文化庁・東京都の指導をいただいた上で次回の協議会でお諮りしたい。

<会 長>

事務局よろしく申し上げます。

市の部長の皆様におかれましては、本日の議論を踏まえ、今後庁内で協議・調整を行う際にはよろしく申し上げます。

それでは、本日はこれでご了解いただいたということで、次回はさらに具体的な検討を進めていきたい。本日はご多忙中のところありがとうございました。

(2) その他

次回の検討協議会は、今回と同様に分科会形式とし、坂詰委員・亀山委員・佐藤委員・野澤委員・藤井委員・松本委員・猿渡委員・青木委員・今坂委員・中川委員・町田委員に出席を依頼。後日改めて日程調整の連絡をすることとなった。

4 閉 会

午後3時30分をもって閉会となった。